

知的財産侵害物品の水際取締り

-知的財産侵害物品の最近の差止状況と財務省関税局・
税関における取組み-



財務省関税局業務課知的財産調査室長 伊藤 哲郎*

要 約

わが国の関税法では、麻薬、覚醒剤、拳銃等と並んで、特許権、商標権、著作権等の知的財産を侵害する物品について輸入してはならない貨物と規定しており、税関ではその水際取締りを実施している。

本稿では、①税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の概要および②令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況について説明するとともに、財務省関税局・税関における最近の取組みとして、③模倣品の個人使用目的の輸入への対応、④認定手続における簡素化手続の対象拡大（令和5年度関税改正）、および⑤ EC（越境電子商取引）プラットフォーム事業者との協力関係の強化について紹介する。

目次

- はじめに
- 税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の沿革及び概要
- 令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況
- 模倣品の個人使用目的の輸入への対応
- 認定手続における簡素化手続の対象拡大
- EC プラットフォーム事業者との協力関係の強化
- おわりに

1. はじめに

わが国の関税法では、麻薬、覚醒剤、拳銃等と並んで、特許権、商標権、著作権等の知的財産を侵害する物品について「輸入してはならない貨物」と規定しており、税関ではその水際取締りを実施している。

本稿では、①税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の沿革と概要および②令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況について説明するとともに、財務省関税局・税関における最近の取組みとして、③模倣品の個人使用目的の輸入への対応、④認定手続における簡素化手続の対象拡大（令和5年度関税改正）、および⑤ EC（越境電子商取引）プラットフォーム事業者との協力関係の強化について紹介する。

2. 税関における知的財産侵害物品の水際取締りに関する制度の沿革及び概要

2. 1 沿革

上記1.で述べたとおり、商標権等の知的財産を侵害する物品は、関税法上の「輸入してはならない貨物」として、税関の取締対象となっている（輸出についても、商標権等の知的財産侵害物品は「輸出してはならない貨物」として同様に税関の取締対象となっている）。この輸入又は輸出してはならない貨物に係る規定は、社会公共の利益を確保することを目的として現行の関税法に規定されているが、古くは、今から125年前になる明治32（1899）年に施行された旧関税定率法に輸入禁制品として規定があり、当時は特許権、意匠権、商標権及び著作権を侵害す

* 本稿投稿時
現 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 執行役員 総務部長

る物品が規制対象とされていた。

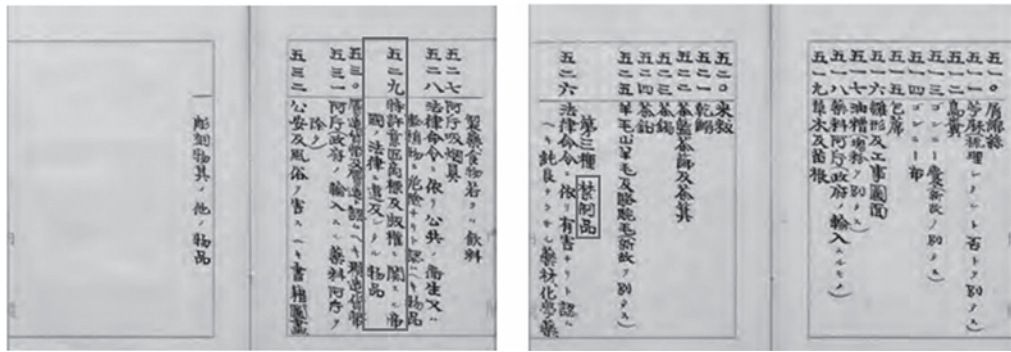


図1 明治32(1899)年 関税定率法⁽¹⁾

その後、水際取締りに係る制度や運用の見直しが順次行われてきたところであるが、大きな転換点としては、WTO協定の附属書であるTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の発効を受けた関税定率法の改正（平成7(1995)年1月施行）が挙げられる。この改正で、TRIPS協定に定められた義務を果たすため、権利者が自己の権利を侵害すると認める貨物について輸入を差し止めることを税関長に対し申し立てる制度（後述2.2(3) 差し止申立て）が導入された。

もう一つの大きな転換点としては、知的財産立国へ向けた政府の取組みの開始が挙げられる。平成14(2002)年に小泉内閣総理大臣（当時）が、知的財産戦略を国家戦略とする旨の施政方針演説を行い、「知的財産戦略大綱」が決定された。そして、平成15(2003)年には知的財産基本法が施行され、同法に基づき、内閣に知的財産戦略本部が設置された。「知的財産戦略大綱」や、知的財産戦略本部において毎年決定される「知的財産推進計画」に盛り込まれる施策などに沿って、税関における水際取締りの制度に関しても累次の制度改正が実施されてきたところである。この制度改正の例としては、育成者権侵害物品や不正競争防止法違反物品の輸入禁制品への追加、輸入差し止申立制度の特許権等への対象拡大、特許庁長官や外部有識者（専門委員）への意見照会制度の導入、認定手続（後述2.2(2)）の簡素化などが挙げられる。これらの制度改正を通じて、税関における侵害判断の適正性確保や認定手続の実効性向上が図られ、知的財産侵害物品の水際取締体制が整備されてきた。

表1 知的財産侵害物品に係る関税法等の水際措置導入の推移

	輸入貨物	輸出貨物	通過貨物
1899年～	商標権 著作権 特許権 意匠権		
1906年～	実用新案権		
1970年～	著作隣接権		
1995年～	回路配置利用権		
2003年～	育成者権		
2006年～	不正競争 ・周知表示混同惹起品 ・著名表示冒用品 ・形態模倣品	育成者権	
2007年～		商標権 著作権 著作隣接権 特許権 意匠権 実用新案権 不正競争 ・周知表示混同惹起品 ・著名表示冒用品 ・形態模倣品	
2008年～			商標権 著作権 著作隣接権 特許権 意匠権 実用新案権 育成者権 不正競争 ・周知表示混同惹起品 ・著名表示冒用品 ・形態模倣品
2011年～		不正競争 技術的制限手段無効化装置	
2016年～		不正競争 営業秘密侵害品	

2.2 概要

(1) 対象

関税法第69条の11は、輸入してはならない貨物について規定しており、同条第1項第9号に「特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品」が掲げられている。加えて、同項第9号の2が模倣品の個人使用目的の輸入への対応として新設され、「意匠権又は商標権を侵害する

物品（外国から日本国内にある者に宛てて発送した貨物のうち、持込み行為に係るものに限る。）」が掲げられている。また、同項第10号に「不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで、第10号、第17号又は第18号に掲げる行為を組成する物品」が掲げられており、これらの物品が税関での水際取締りの対象となる（なお、不正競争防止法第2条第1項第1号はいわゆる「周知表示混同惹起品」、同項第2号は「著名表示冒用品」、同項第3号は「形態模倣品」、同項第10号は「営業秘密侵害品」、同項第17号および第18号は「技術的制限手段無効化装置」である）。また、税関長は、これらの知的財産侵害物品で輸入されようとするものを没収して廃棄することができる（関税法第69条の11第2項）。輸出してはならない貨物についても関税法に別途規定がある。

（2） 認定手続

税関長は、輸入されようとする貨物のうちに知的財産侵害物品に該当する貨物があると思料するときは、当該貨物が知的財産侵害物品に該当するか否かを認定するための手続（認定手続）をとらなければならない（関税法第69条の12）。認定手続において、特許権者等の権利者および輸入者の双方が、証拠の提出や意見を述べることができ、税関長は、認定手続を経た後でなければ、知的財産侵害物品の没収・廃棄等の措置をとることができない。

（3） 差止申立て

特許権者等の権利者は、自己の権利を侵害すると認める貨物について、税関長に対し、侵害の事実を疎明するために必要な証拠等を提出し、当該貨物が輸入されようとする場合は、当該貨物について税関長が認定手続をとるべきことを申し立てることができる（関税法第69条の13）。この差止申立ては最長4年間有効であり（関税法施行令第62条の17第5号）、更新も可能である。

なお、令和5年末時点において有効な輸入差止申立ての件数は736件で、前年に比べて2.8%増加した。知的財産別では、商標権の申立てが477件（構成比64.8%、前年比5.1%増）、次いで意匠権の申立てが127件（同17.3%、同2.4%増）、著作権の申立てが90件（同12.2%、3.2%減）、特許権の申立てが34件（同4.6%、前年と同数）などとなっている。

3. 令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況

3.1 概要－輸入差止件数が3年ぶりに3万件超え

令和5年の輸入差止件数⁽²⁾は3万1666件（前年比17.5%増）で、3年ぶりに3万件を超え、過去2番目の件数を記録した。なお、輸入差止点数は、105万6245点（前年比19.7%増）であった。これは、1日平均で86件、2893点の知的財産侵害物品の輸入を差し止めていることになる。なお、輸入差止価額⁽³⁾は、推計で約171億円に上る。

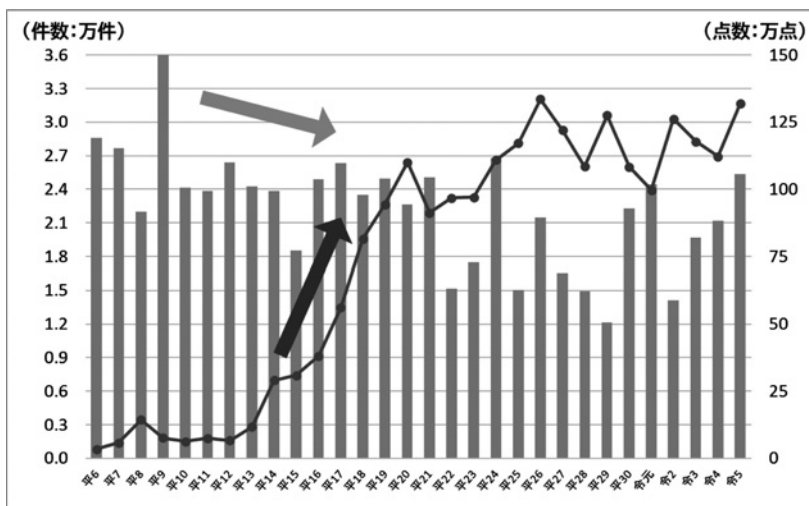


図2 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移
(折れ線グラフ：輸入差止件数、棒グラフ：輸入差止点数)

3. 2 輸送形態別輸入差止実績

輸送形態別の輸入差止実績を見ると、輸入差止件数は、郵便物が2万7969件（構成比88.3%、前年比17.7%増）、一般貨物が3697件（同11.7%、同16.4%増）であり、引き続き郵便物が大半を占めている。

輸入差止点数は、郵便物が37万6605点（構成比35.7%、前年比29.4%減）、一般貨物が67万9640点（同64.3%、同94.8%増）であった。

<図2>知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移のとおり、中長期的な傾向として、輸入差止件数は増加傾向にある一方で、輸入差止点数は横ばい、あるいは減少傾向となっている。これは、海外から国内の個人に向けて直接送付される通販貨物の増加に伴い、航空・海上輸送による一般貨物よりも、国際郵便や小口急送貨物などによって侵害物品が送付されるケースが多くなっていることを表しているものと考えられる。

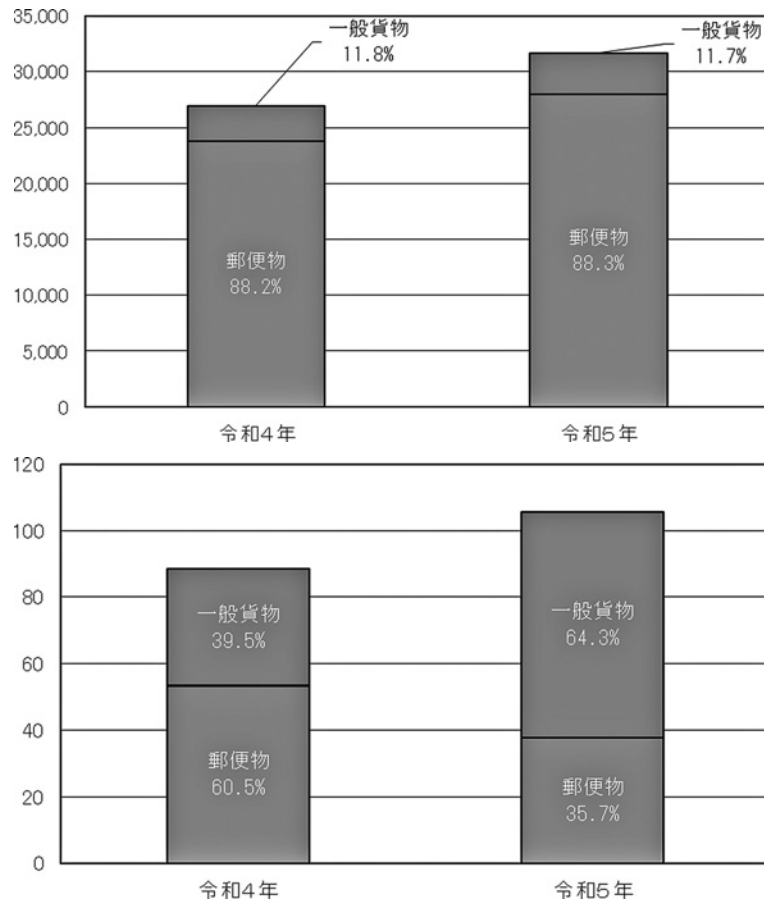


図3 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移
(上：件数ベース、下：点数ベース)

3. 3 仕出国（地域）別輸入差止実績—中国を仕出しとするものが引き続き最多

次に仕出国（地域）別の輸入差止実績を見ると、輸入差止件数は、中国を仕出しとするものが2万5271件（構成比79.8%、前年比23.5%増）で、引き続き高水準にある。次いでベトナムが2690件（同8.5%、同26.0%増）、韓国が751件（同2.4%、同15.7%増）、台湾が630件（同2.0%、同55.9%減）であった。

輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが92万1579点（構成比87.3%、前年比37.3%増）、次いでベトナムが6万6487点（同6.3%、同5.8%減）、香港が2万7720点（同2.6%、同56.8%減）、韓国が2万235点（同1.9%、同33.8%減）であった。

仕出国（地域）別の差止実績の推移を見ると、平成15（2003）年頃は韓国を仕出しとするものの構成比が高かったが、近年は、中国を仕出しとするものの構成比が件数・点数ともに高い構成比を占めている。また、ここ数年の傾向としては、ベトナムを仕出しとするものの構成比が中国に次いで高く、全体の7～10%程度を占めており、今後の動向に注視していく必要があると考えられる。

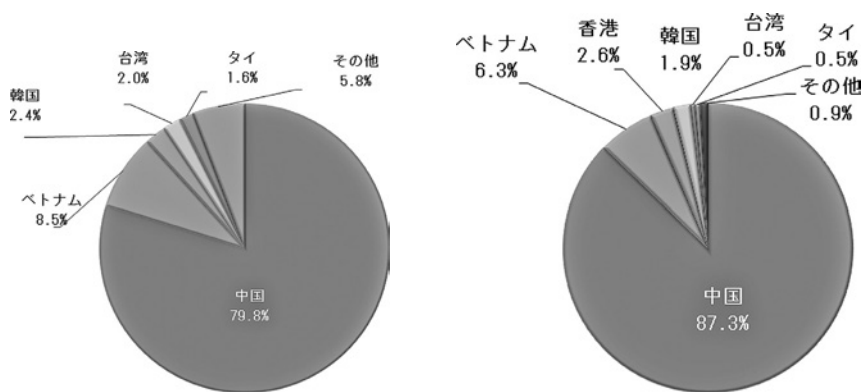


図4 仕出国（地域）別輸入差止実績構成比
（左：件数ベース、右：点数ベース）

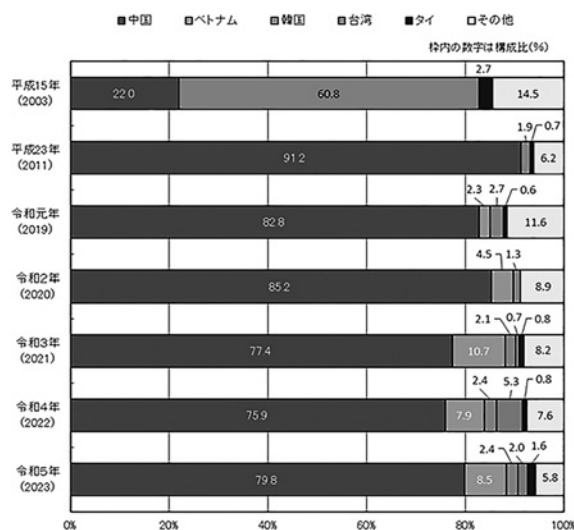


図5 仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

3. 4 知的財産別輸入差止実績－商標権侵害物品が引き続き最多

知的財産別の輸入差止実績を見ると、輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が3万448件（構成比95.5%、前年比18.5%増）で、引き続き全体の大半を占め、次いで偽キャラクターグッズなどの著作権侵害物品が863件（同2.7%、同2.6%増）であった。

輸入差止点数は、商標権侵害物品が50万824点（構成比47.4%、前年比8.8%減）で、次いで加熱式たばこ用カートリッジなどの意匠権侵害物品が44万2073点（同41.9%、同224.7%増）、著作権侵害物品が7万9221点（同7.5%、同51.4%減）であった。

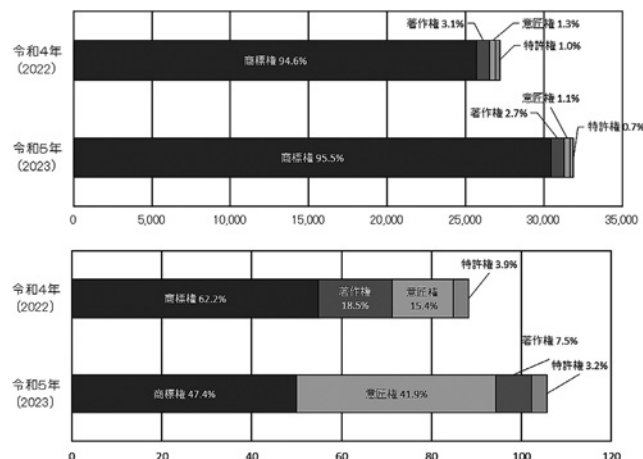


図6 仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移
（上：件数ベース、下：点数ベース）

3. 5 品目別輸入差止実績—煙草及び喫煙用具の輸入差止点数が大幅増

品目別の輸入差止実績を見ると、輸入差止件数は、衣類が1万401件（構成比28.3%、前年比49.4%増）と最も多く、次いで財布やハンドバッグなどのバッグ類が9028件（同24.5%、同0.2%減）、靴類が4448件（同12.1%、同4.0%増）、携帯電話および付属品が3373件（同9.2%、同39.8%増）であった。

輸入差止点数は、煙草及び喫煙用具が31万7764点（構成比30.1%、前年比約5倍）と最も多く、次いで医薬品が11万8190点（同11.2%、同20.4%減）、衣類が8万4403点（同8.0%、同10.7%増）、イヤホンなどの電気製品が6万8976点（同6.5%、同29.7%減）であった。

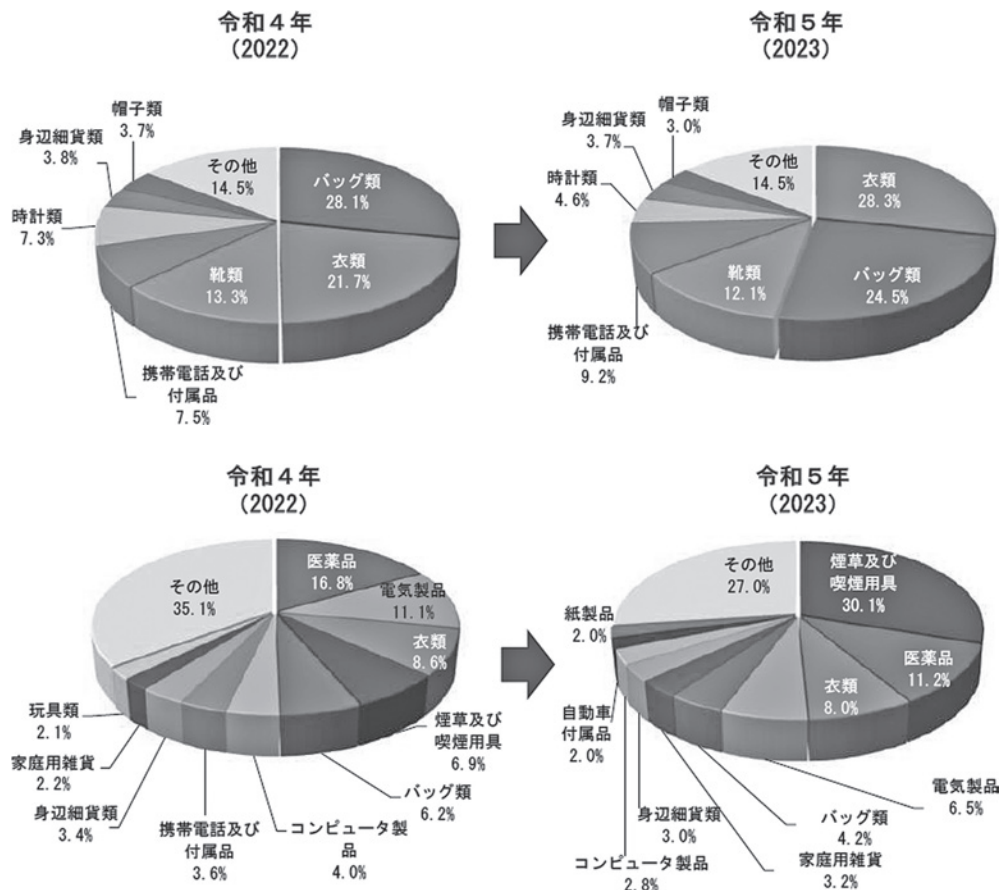


図7 品目別輸入差止実績構成比の推移
(上：件数ベース、下：点数ベース)

3. 6 税関で輸入を差し止めた知的財産侵害物品の例

令和5年に差し止めた知的財産侵害物品の例については、＜図8＞のとおりである。上段は、輸入差止めが多い物品の例であり、衣類、バッグ、スマートフォン用のケースやグリップスタンドなどの差止めが目立った。中段は、令和5年に差止めが増加した物品の例であり、スライドファスナー、椅子、シートベルトキャンセラー、目元温熱アイマスクなどの差止めが増加した。下段は、健康や安全を脅かす危険性のある物品の例であり、加熱式たばこ用カートリッジ、浄水器用カートリッジ、医薬品、サプリメントなどの侵害物品を差し止めている。

輸入差止めが多い物品



パーカー(商標権)



ハンドバッグ(商標権)



スマートフォンケース(商標権)



スマートフォン等の
グリップスタンド(特許権)

輸入差止めが増加した物品



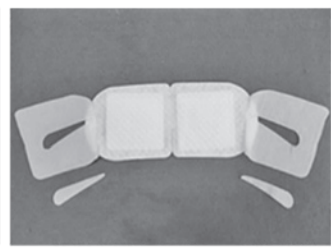
スライドファスナー(商標権)



椅子(商標権)



シートベルトキャンセラー(商標権)



目元温熱アイマスク(意匠権)

健康や安全を脅かす危険性のある物品



加熱式たばこ用カートリッジ(意匠権)



浄水器用カートリッジ(商標権)



医薬品(商標権)



サプリメント(商標権)

図8 税関で輸入を差し止めた知的財産侵害物品の例

4. 模倣品の個人使用目的の輸入への対応

4. 1 背景

従来の国際的な商取引は、海外の事業者と日本国内の事業者との間で行われる、いわゆる BtoB の取引形態が主流であり、模倣品の流通形態もその形に準じた形で行われてきた。しかし、インターネットの普及とともに、グローバルサプライチェーンと呼ばれる最適化・効率化のシステムが進化してきたことで、国境を越えたボーダーレスな電子商取引が急速に拡大した。こうした越境電子商取引の急速な拡大により、EC プラットフォームの利用者は、自分がインターネットで購入した商品がどこから来て、どのように配送されてくるのかについて、それほど意識せずに購入できる時代になったと言える。

その結果、中国などの海外に所在する模倣品の事業者は、EC プラットフォームなどを利用して、日本国内の個人に少量の模倣品を国際郵便などの手段で直接販売する、いわゆる BtoC の取引形態で送付する事例が急増した。

このように海外の事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品の輸入が増加した一方で、事業性のない者により輸入される模倣品（いわゆる個人使用目的で輸入される模倣品）は、税関による取締対象となっておらず、その模倣品の流入に歯止めが利かないような状況になっていた。

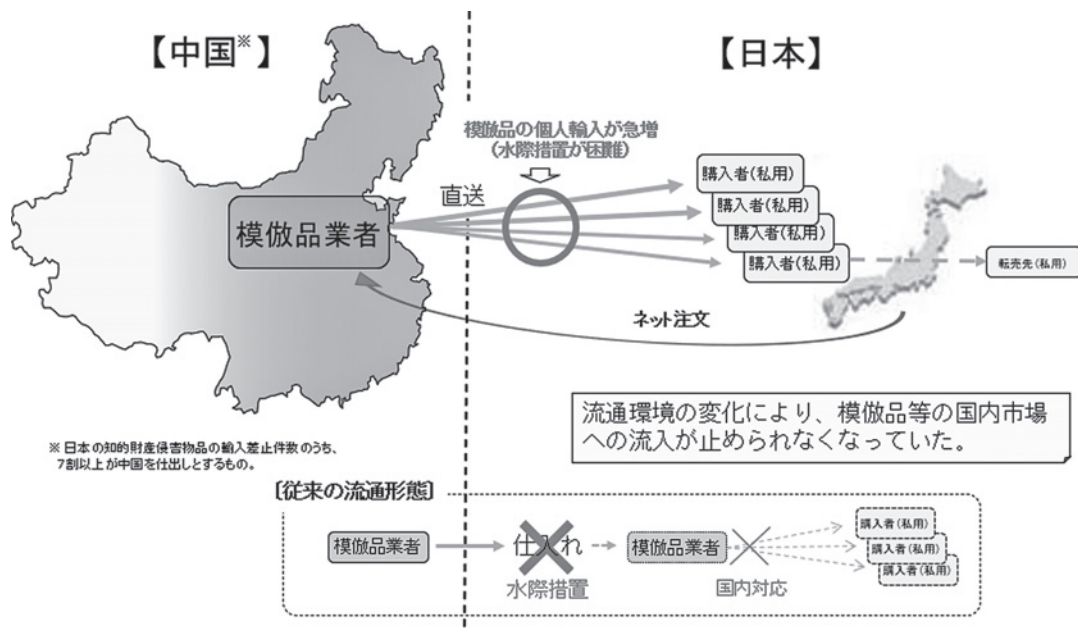


図9 越境電子商取引の増加による模倣品等の流通拡大イメージ図

4.2 商標法等の改正

このような海外の事業者と日本国内の個人との間の直接取引による模倣品の輸入に対応するため、令和3年5月に成立・公布された「特許法等の一部を改正する法律」による改正商標法および改正意匠法において、海外の事業者が模倣品（ここでは、商標権又は意匠権を侵害する物品を、便宜上「模倣品」という。以下、下記4.3及び4.4においても同じ。）を郵送等により日本国内に持ち込む行為について、権利侵害行為となることが明確化された。

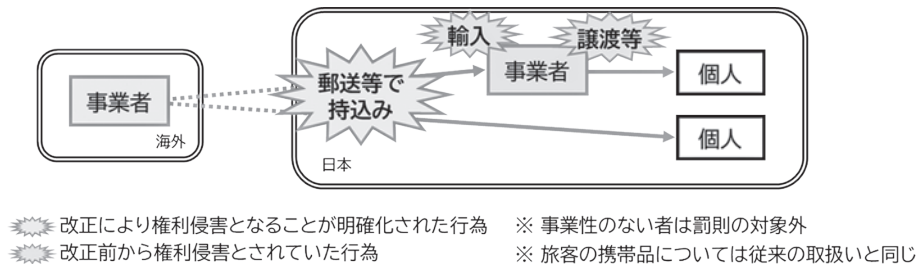


図10 改正商標法及び意匠法の概要

4.3 関税法の改正

改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品について、税関における水際取締りを実施するため、当該物品を輸入してはならない貨物として規定する等の関税法の改正案が令和4年3月に成立・公布され、改正商標法、意匠法および関税法は、令和4年10月1日から施行されている。これらの法改正により、海外の事業者から輸入される模倣品は、個人使用目的であっても、税関における水際取締りの対象となった。関税法の改正内容は、＜図5＞のとおりである。

表2 関税法の改正内容

関税法の改正内容	
①	改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を、関税法の輸入してはならない貨物として規定するとともに、認定手続の対象とした。
②	改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品を輸入した事業性のない者は、関税法上の罰則の対象としないこととした。
③	認定手続一般において、疑義貨物を輸入しようとする者が、当該物品が侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が当該者に対して、その旨を証する書類の提出を求めることができるよう、規定を整備した※。
※提出を求める書類は、通達で例示。	

＜表2＞②の改正の趣旨について説明する。改正商標法等では、新たに海外の事業者が郵送等により持ち込んだ模倣品についても商標権等を侵害するものとされ、この場合、輸入した者が事業性のない者であっても、当該模倣品は商標権等を侵害する物品となる。一方、事業性のない者の行為については、改正後においても商標の使用等に該当せず、商標権等の侵害は成立しない。このため、商標権等を侵害する物品を輸入した者のうち、事業性のない者については、商標権等を侵害する者には該当せず、商標法等において罰則の対象とされていない。以上を踏まえ、当該者に関税法の規定により刑罰を科すことは適切ではないと整理したものである。したがって、個人使用目的として輸入される模倣品であっても、改正商標法等で権利侵害となることが明確化された行為に係る物品に該当する場合には、商標権等を侵害する物品であることから税関による没収の対象となるが、当該物品を輸入した事業性のない者は関税法上の罰則の対象とならないということになる。

続いて、＜表2＞③の改正の趣旨について説明する。関税法等改正前の認定手続においては、輸入者が疑義貨物について侵害物品に該当しない旨を主張する場合に、税関長が輸入者に証拠の提出を求めることができる規定は設けられていなかった。しかしながら、改正関税法にあっては、認定手続において税関長は海外の仕出人に事業性があるか否かを認定しなければならないことから、その実効性の確保のため、仕出人の事業性に係る証拠を入手する必要がある。この場合、通常、疑義貨物を輸入しようとする者は、仕出人に係る証拠を入手することが可能であり、当該証拠を税関に提出することは、過度な負担ではなく、さらに、それにより疑義貨物が侵害物品に該当しないと認定され、輸入が許可されれば、輸入者利益の確保にも資すると考えられる。また、従来の制度においても、税関長が侵害に該当するか否かの認定を適切に行うための判断材料を輸入者から十分に得られない場合があり、税関長が当該輸入者に対して、証拠の提出を求めることができるようになれば、制度の実効性および輸入者利益の確保が可能となる。以上を踏まえ、認定手続一般において、税関長が輸入者に対して証拠の提出を求めることができるようにすることとしたものである。

4. 4 改正法施行後の状況

改正法施行後の状況については、上記3.1のとおり、改正関税法等の施行後の令和5年の輸入差止件数は3万1666件であり、(改正法施行が令和4年10月であるため、比較する期間にずれが生じるものの、)改正法施行前の令和4年と比べると、17.5%増加している。差止件数の増減についてはさまざまな要因が絡むため、この増加が直ちに制度改正の効果と言えるか否かは、今後の経過も踏まえて判断する必要がある。他方で、争う旨の申出⁽⁴⁾の件数は、令和4年が4325件であるのに対し、改正法施行後の令和5年は1267件であり、70%以上減少している。改正法施行前は、認定手続において輸入者より「個人使用目的等を理由に模倣品ではない」等として争う旨の申出が提出されることが多く、その場合多くは税関で差止めができなかったが、法改正により、個人使用目的の模倣品であっても輸入ができなくなったことから、相当数の輸入者が争うことを断念したものと受け止めており、このことが差止件数の増加の一因になっていると考えられる。

したがって、これまで税関で差し止められなかったような模倣品の流入を水際で阻止できているものとして、法改正の効果が現れているものと考えている。

表3 知的財産侵害物品の認定手続開始実績⁽⁵⁾

	令和4(2022)年	令和5(2023)年	前年比	構成比
認定手続開始件数	32,033	32,869	102.6%	100%
通常手続	5,185	5,304	102.3%	16.1%
簡素化手続	26,848	27,565	102.7%	83.9%
争う旨の申出	4,325	1,267	29.3%	3.9%

5. 認定手続における簡素化手続の対象拡大

5.1 簡素化手続に関する制度改正

税関長が認定手続を開始した場合、上記 2.2 のとおり権利者および輸入者から提出された証拠等に基づいて認定手続がとられた貨物（以下、「疑義貨物」という）が侵害物品に該当するか否かを認定することとなる。この認定手続においては、従来から、輸入者から証拠・意見の提出がない場合がほとんどであったこと等を踏まえ、平成 19 年 6 月に簡素化手続を導入している。

簡素化手続においては、輸入者が認定手続開始通知書を受領した日から 10 執務日以内に、侵害の該否を争う旨の申出書の提出を行わない場合、税関長は、権利者に証拠・意見を提出させることなく侵害の該否を認定する。

簡素化手続は、輸入差止申立てが受理された貨物が対象となっているが、特許権、実用新案権、意匠権および保護対象営業秘密に係る疑義貨物は除外されていたところ、令和 5 年度関税改正において、これら除外されていた知的財産に係る疑義貨物を新たに簡素化手続の対象とする関税法施行令の改正を行った。

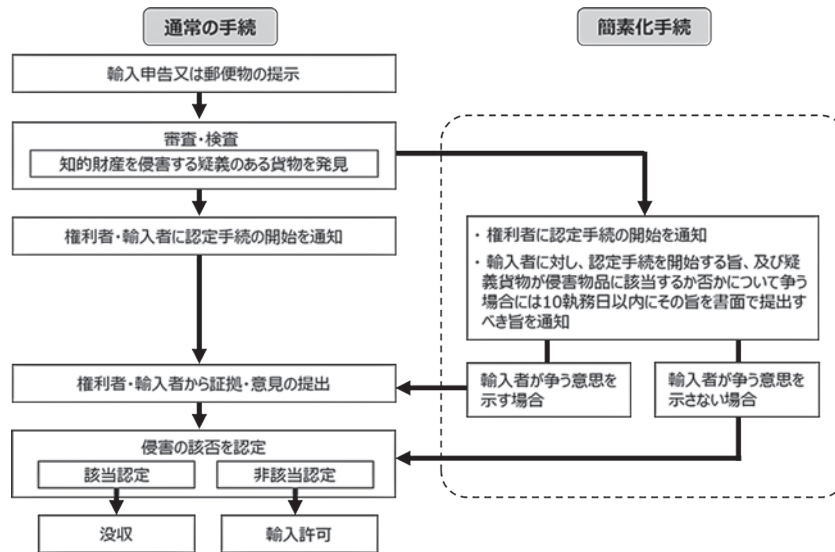


図 11 知的財産侵害物品の認定手続の流れ

5.2 制度改正の背景

本改正の背景としては、近年の越境電子商取引の進展等に伴い、特許権・意匠権に係る輸入差止申立件数および輸入差止件数が増加していることに加え、上記 4 で紹介した令和 4 年 10 月施行の制度改正により、意匠権に係る認定手続に伴う事務負担の増加が見込まれている状況がある。

主要な特許権者および意匠権者からは、輸入者に争う意思がない場合であっても証拠・意見を税関に提出しており、これに伴う業務や弁理士・弁護士への依頼費用等の負担が大きいため、簡素化手続の対象を特許権・意匠権まで拡大してほしい旨の要望が寄せられていた。

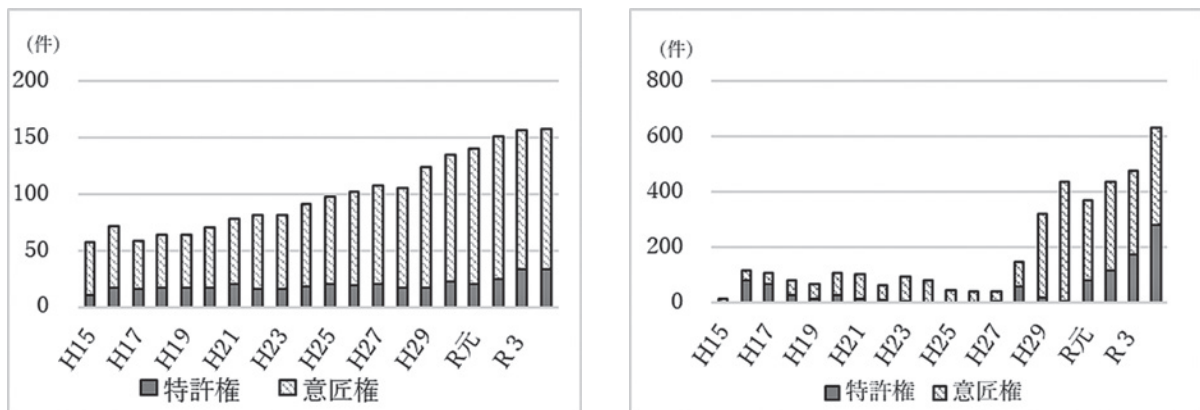


図 12 特許権・意匠権に係る件数の推移
(左：各年末時点において有効な輸入差止申立件数、右：輸入差止件数)

さらに、税関にとっても、簡素化手続の対象が拡大すれば、権利者に対して証拠・意見の提出を求める事務手続等が不要となる。

また、一つの疑義貨物に、簡素化手続の対象となる知的財産と、対象外の知的財産の両方に関する輸入差止申立てがなされている場合には、通常の認定手続と簡素化手続を別々に行わざるを得ず、手続が煩雑になっており、権利者、輸入者および税関の事務負担を軽減する観点からは、実用新案権および保護対象営業秘密を含むすべての輸入差止申立てに係る疑義貨物について、簡素化手続の対象とすることが適当と考えられた。

以上を踏まえ、令和5年3月に簡素化手続の対象を拡大する関税法施行令の改正が行われた。本改正は、同年10月1日から施行されている。近年、特許権と意匠権に係る輸入差止件数が増加していることから、権利者の皆様におかれては、特許権・意匠権等に係る輸入差止申立てを行うことについてご検討いただきたい。

5. 3 認定手続等通知の電子送付

認定手続にかかる更なる簡素化に向けた取組として、税関から権利者への認定手続に関する通知は、「輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）」による電子送付によって行えるように検討を進めている。認定手続等通知の電子送付によって、従来は書面にて税関から権利者へ送付していた認定手続開始通知等を電子送付することとなり、認定手続に係る権利者及び税関双方の事務負担の軽減が見込まれる。

6. ECプラットフォーム事業者との協力関係の強化

近年、ECサイト等において模倣品が取り引きされることが多くなっており、そうした模倣品の水際取締りは税関・ECプラットフォーム事業者の双方にとって喫緊の課題である。

財務省関税局・税関では、模倣品対策に係る税関とECプラットフォーム事業者との協力関係の強化に努めており、令和4年6月にはアマゾンジャパン合同会社と、令和5年12月には楽天グループ株式会社と、それぞれ「知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力に関する覚書」を締結している。今後もECプラットフォーム事業者や権利者をはじめとする民間事業者等との協力・連携により、Eコマースにより取り引きされる模倣品の水際取締りをより効率的かつ効果的に行うことを目指していきたい。

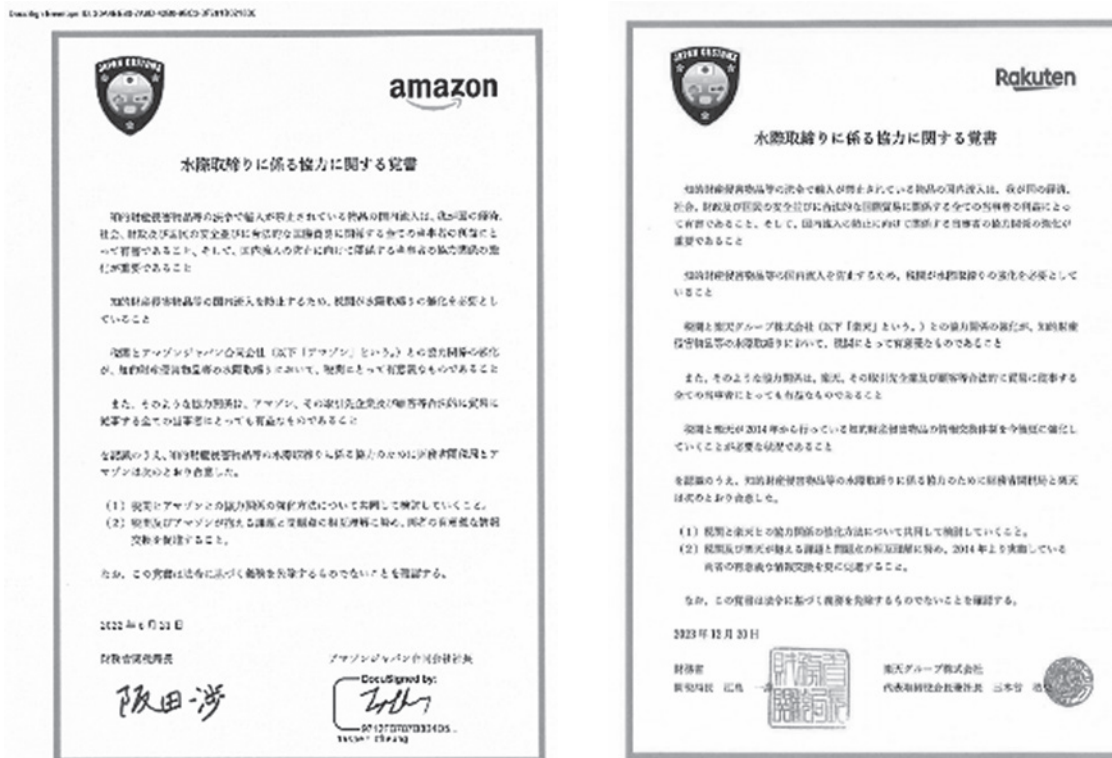


図13 知的財産侵害物品等の水際取締りに係る協力に関する覚書
(左：アマゾンジャパン合同会社、右：楽天グループ株式会社)⁽⁶⁾

7. おわりに

税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績は高水準で推移しているが、効果的・効率的に水際取締りを行うためには、知的財産の権利者による差止申立てをはじめとする情報提供が極めて重要である。権利者の皆様においては、税関の水際取締りに対するご理解とご協力をお願いするとともに、積極的に差止申立てを活用していただければ幸いである。財務省関税局・税関は、知的財産権の保護、日本の産業競争力の強化及び消費者の健康・安全の確保の観点から、引き続き、知的財産侵害物品の厳正な水際取締りに取り組んでいく。

なお、下記ホームページには、知的財産侵害物品の差止状況や水際取締りの制度の概要のほか、税関が受理している差止申立情報等を掲載しているので、是非ご覧いただきたい。

令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況【財務省ホームページ】

https://www.mof.go.jp/policy/customs_tariff/trade/safe_society/chiteki/cy2023/index.html

知的財産侵害物品の水際取締り【税関ホームページ】

<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/index.htm>

(注)

(1) 出典：国立公文書館

(2) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた輸入申告または郵便物の数。「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数。たとえば、1件の輸入申告または郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上している。

(3) 「輸入差止価額」は、正規品であった場合の推計価額である。

(4) 「争う旨の申出」とは、知的財産に係る輸入差止申立てに係る認定手続がとられるときにあって、輸入者が知的財産侵害物品の該否について争う意思を税関に対し書面で示す手続である。

(5) 引用：「令和5年の税関における知的財産侵害物品の差止状況（財務省ホームページ）」

(6) 引用：「密輸防止等に関する覚書（税関ホームページ）」

(原稿受領 2024.6.18)